

土岐市公平委員会障害者活躍推進計画

機関名	土岐市公平委員会
任命権者	土岐市公平委員会委員長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
土岐市公平委員会における障害者雇用に関する課題	障害のある職員が在籍していないため、職員の障害及び障害者に関する理解が不足している。
目標	
採用に関する目標	障害及び障害者に関する理解を促進する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者として公平委員会事務職員を選任する。 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 障害に関する理解促進・啓発のための研修に職員を参加させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	定期的に障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	人事評価面談の際、障害者である職員に必要な配慮等の有無を確認し、その結果を踏まえて検討を行い、過重な負担にならない範囲で適切に措置を講じる。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。